

## ○共立蒲原総合病院職員の互助組合に関する条例

〔昭和41年10月6日〕  
〔条例第49号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び第43条の趣旨に基づく職員の相互共済及び福利の増進を図るための互助組合に関し必要な事項を定めるものとする。

(互助組合の設立)

**第2条** 職員は、その総意によって互助組合を組織することができる。

(職員)

**第3条** この条例において、職員とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第1号に規定する者
- (2) 前号に掲げるもののほか管理者が特に必要と認める者

(事業)

**第4条** 互助組合は、第1条に規定する目的を達成するため、職員の福利厚生等に関する資金の給付、貸付け及びその他必要な事業を行うものとする。

(掛金及び補助金)

**第5条** 互助組合は、互助組合員の掛金及び一部事務組合の補助金その他の収入によって運営するものとする。

- 2 一部事務組合は、互助組合に対して、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(掛金等の給与からの控除)

**第6条** 給与支給機関は、毎月給料その他の給与を支給する際互助組合員の給与から次の各号に掲げるものに相当する金額を控除してこれを互助組合員に代って、互助組合に払い込まなければならない。

- (1) 掛金
- (2) 貸付金の弁済金
- (3) 貯金
- (4) その他互助組合事業にかかる徴収金

(監督)

**第7条** 管理者は、互助組合の義務を監督し、必要な報告を求めることができる。

(業務に従事する職員)

**第8条** 管理者は、職員を互助組合の業務に従事させることができる

(管理者への委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。